

令和 7 年度経営力強化講座事業実施業務委託仕様書

1 業務名

令和 7 年度経営力強化講座事業実施業務委託

2 業務の目的

本事業は、中小企業等の経営者及び後継者等を対象に、経営課題の把握と改善に向けた実践的な知識・スキルを習得し、自社の経営力強化とともに持続的な成長を図ることを目的として、公益財団法人千葉市産業振興財団（以下「財団」という。）が実施する「令和 7 年度経営力強化講座事業」（以下「本事業」という。）について、その企画、運営業務等を委託する。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 委託上限額

1,498,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 本事業の実施内容

(1) 想定する受講者像と受講により期待されうる効果

本事業では、創業から数年を経過した経営者や事業承継直後の経営者を主な対象とし、顧客開拓の遅れや売上停滞などの「成長の壁」を乗り越え、持続的経営を目指す経営者として、デジタルツールや客観的データを活用し、自社の強みや改善点を的確に把握した上で、経営課題の整理・言語化を進め、人材（組織づくり）、財務（資金繰り・管理）、事業戦略（事業計画の見直し等）に関する具体的手法を習得し、持続可能な事業経営を実践されることを期待する。

(2) 講座実施方法

5 (1) で示す経営者の育成を図るため、経営課題の診断から戦略立案、実践能力の強化までを網羅した総合的なプログラムによる講座について、3 時間程度を 1 回とし、計 12 時間を総受講時間の下限として実施する。なお、総コマ数及び総受講時間の上限は、カリキュラム設計により柔軟に設定できるものとする。

実施内容は、ワークショップ、グループ討議、演習、事例紹介等を組み合わせ、参加型・実践型の講座とする。特に、受講者自身の事業状況を題材にしたワークや、他の受講者からのフィードバックを受ける機会を設け、ネットワーク形成につながる工夫を行うことを重視する。

実施形態は、集合型の対面方式とする。なお、会場は当財団会議室とする。また、委託期間中はオンデマンド視聴による受講及び復習の機会を設ける。

平日・休日等の実施時期は問わない。

(3) 受講対象者

千葉市内において事業経営に継続して 1 年以上携わる経営者(個人事業主、事業後継(予定)者を含む) 20 名程度とし、原則として全コマ受講することとする。また、AI やデジタルアプリケーションの操作を含むことを想定し、一般的なパソコン操作に支障がなく、Wi-Fi 接続可能なノートパソコンの持参できることを受講要件の一つとする。

6 委託業務の内容

(1) 講座カリキュラムの企画

(2) 講座実施等に関する広報・集客

(3) 講座カリキュラムに基づく講義・演習の実施

講義・演習の実施に要する講師等の確保、テキスト又は教材資料等の作成、オンデマンド視聴に要する映像等の作成を含む。

(4) 受講者における理解度・達成度の把握と管理

(5) 受講者の課題解決に向けた個別支援及びネットワーク形成支援

講座開始から委託期間終了までの間、受講者の事業経営に対する課題等について助言するとともに、受講者間及び講師との積極的な関係構築を促進し、経営資質の向上に向けてフォローアップを行うこと。特に、講座終了後も持続可能なコミュニティとして機能するよう、交流機会の設定やオンラインプラットフォームの活用等を検討すること。

(6) 実施報告書の作成

(7) 上記各号に付帯する業務

7 委託業務の企画提案にかかる留意事項

(1) 講座カリキュラムの企画に関すること

ア 受講者が有していると考えられる課題を提示した上で、5 (1) で示す経営者像として育成するために必要と考える講座カリキュラムを作成し、各回の実施内容及び実施手法等について具体的に提案すること。ただし、以下の内容を講座カリキュラムに含むこと。

① 事業の安定成長を目的とした売上・資金調達を含めた業務プロセスの立て方などに関する具体的な学習内容

② 購買シナリオに基づいた実践的マーケティング手法(Web 広告・SNS 等デジタルツールの具体的な運営方法やデータ分析に基づく改善手法を含む)

イ 5 (3) で受講対象者を示しているものの、実際の受講者レベルは一様ではないことを考慮し、想定する受講者レベル若しくは受講者属性を示した上で、講座カリキュラムを作成すること。

ウ 千葉市及び千葉県で事業活動をする上での特性を考慮して、カリキュラムを作成すること。

エ 講座カリキュラムは、受講コマごとに分けて実施内容を明記し、その内容のレベルを示すとともに、各コマの学習手法の特色について明示すること。

オ 5 (2) で示すとおり、対面方式及びオンライン方式のいずれも実施が可能となる講座カリキュラムであること。

カ 5 (1) で示す経営者像のほか、講座終了後も継続する受講者コミュニティの形成など、受講効果を最大化するために必要と思われる要素があれば、その必要性とともに企画提案すること。

- キ 講座期間中及び終了後も受講者が継続的に活用できる、独自の経営分析ツールや組織診断ツール(例：事業者向け生成 AI、チームビルディングアセスメント等)の提供に関する具体的な計画を企画提案に含めること。
- (2) オンデマンド視聴に関すること
 - ア 5 (2)で示すオンデマンド視聴に対する実施方法及び実施体制等について、企画提案に含めること。
- (3) 講師及びフォローアップに関すること
 - ア 講師の選定にあたっては、中小企業診断士、社会保険労務士等の資格を有する専門家を配置し、事業運営における法的視点を含めた専門知識の付与を行うこと。講師及び必要に応じて確保する補助員の所属、氏名、経歴及び選定理由等を示すこと。
 - イ 6 (4)に示す受講者へのフォローアップについて、具体的な個別支援計画を提示すること。また、受講者間のコミュニケーションを活性化させ、講座終了後も続くネットワークを構築するための具体的な施策を企画提案に含めること。
- (4) 広報・集客に関すること
 - ア 本事業の講座名として魅力的な名称を設定し、企画提案の内容に沿って、受講対象者に訴求する広報方針・媒体案（Web／SNS 等）を活用した集客方法等について提案すること。
 - イ 本業務委託契約締結後、1 か月程度の参加者募集期間を設けることとする。
- (5) 講座開催に付随する財団の担当事務に関すること
 - ア 受講希望者の募集・申込受付、受講者名簿の作成、受講料の徴収、対面開催の場合は、会場の確保及び講座開催に必要なプロジェクター・スクリーン・ホワイトボード等の機器・備品の手配を行う。

8 情報セキュリティ対策にかかる留意事項

本委託業務の実施にあたっては、個人情報等の取扱いが発生するなど、受託者の情報セキュリティ対策が求められることから、以下のとおり十分な対策を講じた業務運営に努めること。また、オンライン実施・オンデマンド配信を行う場合には、特に情報セキュリティ及び受講者の個人情報保護に十分配慮すること。

- (1) 情報セキュリティに対する組織的な取組みについて
 - ア 情報セキュリティポリシーや情報セキュリティ管理に関する規定類の定め
 - イ 情報セキュリティに関する規定類に基づくセキュリティ対策の実践
 - ウ 個人情報など重要な情報を取り扱う作業について、工程ごとの作業責任者を明確にし、取扱者を限定するなど、情報漏えいや不正利用を防ぐための保護対策の実践
 - エ 従業員に対し、採用、退職の際に守秘義務に関する書面を取り交すなど、セキュリティに関する就業上の義務の明確化
 - オ 従業員に対する情報セキュリティに関する教育
- (2) 物理的セキュリティ対策について
 - ア 建物に出入りする者について、セキュリティ上の規定類の定め
 - イ 上記 (2) アに基づくセキュリティ上の規定類の実践
 - ウ 個人情報など重要な情報が入った書類や記録媒体の適切な管理
- (3) 情報セキュリティ上の事故対応について

ア 情報セキュリティに関連する事件や事故が発生した際に必要な行動を、適切かつ迅速に行えるよう定めた手順に基づく実践

9 その他留意事項

- (1) 本委託業務の遂行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項ならびに仕様書に明記していない事項については、財団との協議により、業務を進めること。
- (2) 受託者は、本業務を通じて取得した個人情報については、保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう「公益財団法人千葉県産業振興財団個人情報保護規程」を遵守し、個人情報の適切な管理のために必要な措置をとること。
- (3) 必要に応じて中間報告や進捗共有を行い、財団と情報を共有しながら進めること。
- (4) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託することはできない。
- (5) 本業務により得られた成果物は、財団に帰属する。